# 会

# 報

# 第 198 号 (令和4年9月号)

目 次

1	<b>養務日誌(R4.4.1~R4.6.30)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	1
2	事業報告(R4.4.1~R4.6.30) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2-1 会の運営に関する活動	
	2-1-1 令和4年度 第1回 業務運営会議	
	2-1-2 令和4年度 第1回 通常理事会	
	2-1-3 令和4年度 定時総会	
	2-1-4 令和4年度 第2回 通常理事会	
	2-1-5 令和4年度 役員名簿	
	2-2 一般事業	11
	2-2-1 令和4年度 西日本海難防止強調運動推進連絡会議	7
	2-2-2 令和4年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議	
	2-2-3 令和4年度 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議	
	2-3 受 託 事 業	2
	2-3-1 苅田港(本港地区)航路整備に伴う航行安全対策調査専門委員会	alla ja
	2-3-2 博多港(中央ふ頭沖~箱崎ふ頭沖)浚渫整備に伴う航行安全対策調査専門委員	員会
3	<b>角七管区海上保安本部からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・</b>	34
	「瀬戸内海西部海域湾外避難勧告について(概要)」	
4	The many of the second	36
	「港湾と港湾運送 ーその2(港湾運送事業)-」	
5	川末寄稿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
-	「べっぷの海岸みまもり隊」奮闘記	

公益社団法人 西部海難防止協会

# デザイン灯台(その4)

海上保安庁では、航路標識の目的・機能に支障が生じない範囲で、地方自治体など と連携して、地方の観光資源・特産品などをモチーフに周囲の景観にマッチした 「航路標識のデザイン化」を行っています。

本会の事業地域にあるデザイン灯台をご紹介します。

# 一鵜戸埼灯台一





(第十管区海上保安本部提供)

所 在 地:宮崎県日南市

北緯 31 度 38 分 44 秒 東経 131 度 28 分 05 秒

構 造:白色 塔形 塔高 12m 灯光は水面から 45m

初 点 灯:昭和42年(1967年)3月28日 光 り 方:群せん白光 毎6秒に2せん光

光の強さ: 実効光度 390 カンデラ

光達距離 7.5 海里(約 14 km)

概 要:鵜戸神社は崇神天皇時代の創建といわれ海幸彦・山幸彦の伝説の舞台として知られている。自然の洞窟の中に本殿があり、灯台は境内から約400m

手前の参道脇に立っている。

昭和41年、隣接している鵜戸神宮の灯篭をイメージしモニュメント化して設置された。

# 1 業務日誌 (R4.4.1~R4.6.30)

# 1-1 本 部

日 付	内容
5月25日(水)	西部海難防止協会 令和 4 年度第 1 回業務運営会議 於:西部海難防止協会会議室
5月30日(月)	西部海難防止協会 令和 4 年度第 1 回通常理事会 於:北九州市
6月13日(月)	令和4年度西日本海難防止強調運動推進連絡会議(書面審議)
6月13日(月)	博多港(中央ふ頭沖〜箱崎ふ頭沖)浚渫整備に伴う航行安全対策調査専門委員会 第2回委員会 於:北九州市
6月23日休	西部海難防止協会 令和4年度定時総会及び第2回通常理事会 於:北九州市
6月27日(月)	苅田港(本港地区) 航路整備に伴う航行安全対策調査専門委員会 第1回委員会 於:北九州市

# 1-2 鹿児島支部

日	付	内容		
6月	2日(木)	令和4年度南九州海難防止強調運動推進連絡会議		
		於:鹿児島市		

# 1-3 沖縄支部

日 付	内容
6月17日金	令和4年度沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議
	於:那覇市

# 1-4 航行安全支援業務

支援業務室・業務内容	契約期間	
人 技 未 伤 至 ・ 未 伤 八 合	期間中の実施日	
【関門支援業務室】 ・関門航路(大瀬戸〜早鞆瀬戸地区)浚渫工事(西海岸)に伴う	令和4年4月1日~ 令和5年1月13日	
船舶安全管理業務	5月10日~5月24日 6月6日~6月30日	
【新門司沖支援業務室】 ・新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)整備にかかる潜水探査、護岸工事、	令和3年8月6日~ 令和4年7月29日	
地盤改良工事に伴う航行安全管理業務	4月1日~5月27日	
【博多支援業務室】 ・博多港中央ふ頭地区地先における浚渫工事に伴う船舶安全管理	令和4年4月1日~ 令和4年8月31日	
業務	4月4日~4月25日	
博多港中央ふ頭地区航路泊地 (-12m) (改良) 浚渫工事に伴う	令和4年4月1日~ 令和4年8月31日	
船舶安全管理業務	5月10日~6月6日	
・箱崎ふ頭浚渫工事に伴う船舶安全管理業務	令和4年4月1日~ 令和4年8月31日	
	6月9日~6月30日	
【ひびき支援業務室】 ・北九州港 (響灘東地区) 岸壁築造工事に伴う船舶安全管理業務	令和3年11月25日~ 令和4年5月25日	
・北九州帝(響無東地区)岸壁梁道工事に伴う船舶女宝官理耒務 	4月1日~5月25日	
・響灘東地区処分場整備事業に伴う船舶安全管理業務	令和4年3月25日~ 令和5年1月31日	
	5月9日~6月30日	
【那覇支援業務室】 ・那覇港湾(那覇ふ頭水路、那覇水路)浚渫工事に伴う船舶安全	令和3年10月1日~ 令和4年9月30日	
管理業務	4月1日~6月30日	



新門司沖支援業務室



関門支援業務室

# 2 事業報告

# 2-1 会の運営に関する活動

新型コロナウイルス感染症対策をとりつつ、令和4年度定時総会、第1回・第2回通常理事会、第1回業務運営会議を以下のとおり開催しました。

# 2-1-1 令和4年度 第1回 業務運営会議

令和4年5月25日(水)、令和4年度第1回業務運営会議を西部海難防止協会会議室において開催し、令和4年度第1回通常理事会、定時総会及び第2回通常理事会の審議案件について、出席構成員7名から意見を受けました。

# 2-1-2 令和4年度 第1回 通常理事会

令和4年5月30日(月)、令和4年度第1回通常理事会を、リーガロイヤルホテル小倉 (北九州市)で開催し、令和4年度変更事業計画及び変更収支予算等を決議しました。

- (1) 出席者 理事 15名、監事 2名
- (2) 来 賓 第七管区海上保安本部 冨田英利交通部長 (挨拶後退席)
- (3) 主な決議事項の概要
  - ① 令和4年度変更事業計画が決議されました。

令和4年度は、公益目的事業として、研究事業、調査事業、情報提供事業を、 収益目的事業として調査事業を計画しています。

#### 【公益目的事業】

- ▶ 研究事業は、沖縄周辺海域における地震津波(沖縄本島南東沖地震3連動) 対策に関する調査研究を行い、巨大地震に伴う津波が沖縄県内の港則法適用 6港に到達した場合の係留船舶、通航船舶への影響を把握し、係留船舶の安 全性評価手法を提案することとしています。
- ▶ 調査事業は、国、地方公共団体からの委託を受けて、港湾計画改訂に伴う船舶交通についての諸問題、港湾工事に伴う海上交通流の変化等新たに生じる海上交通の諸問題、船舶大型化に伴う入出港及び離着岸等の航行安全対策について調査研究を行います。
- ト 情報提供事業では、
  - イ 国又は地方公共団体の委託を受け関門港、博多港、宇部港、那覇港等で 実施される港湾工事における船舶航行安全管理業務の実施
  - ロ 全国海難防止強調運動における運動方針を受け西日本、南九州、沖縄地 区の推進連絡会を開催し、推進方法の策定及び実施並びに海難防止の啓蒙 活動の実施
  - ハ 海難防止等に関するセミナー及び海上工事作業従事者への安全講習会の 開催

等を行います。

#### 【収益目的事業】

企業等の委託を受けて船舶航行安全対策の調査研究事業を行います。

② 令和4年度変更収支予算が決議されました。

令和4年度の経常収益は4億1928万6000円で、当初予算と比べて7563万9000円減少しています。これは、事業収益が8855万2000円減少する見込みであることが主な要因です。

経常費用は4億2009万2000円 (事業費4億834万5000円、管理費1174万7000円)で、令和3年度より7403万2000円減少しています。このうち事業費が7208万7000円減少しており調査研究事業及び特定調査研究事業の受託件数が減少する見込みであることが主な要因です。

変更後の当期経常増減額はマイナス80万6000円に減少しています。

- ③ 専門委員として、学術専門委員 17 名、海事専門委員 29 名を選任しました。
- ④ 正会員(個人会員)1名の入会を承認しました。
- ⑤ その他

西部海難防止協会の顧問の選任、総務部長及び海事広報展示館館長の選任・解 任を決議しました。

# 2-1-3 令和4年度 定時総会

令和4年6月23日(木)、令和4年度定時総会をリーガロイヤルホテル小倉(北九州市)で開催し、令和3年度決算、理事の選任を決議するとともに、令和3年度事業報告、令和4年度変更事業計画及び変更収支予算について報告を行いました。

- (1) 出席者 正会員 222 名中、出席正会員 204 名(当日出席者 56 名、書面表決者 125 名、 委任状提出者 23 名)
- (2) 来 賓 第七管区海上保安本部 島谷邦博本部長
- (3) 決議事項の概要
  - ① 理事9名が異動で交代されたことから、後任の理事9名が選任されました。
  - ② 令和3年度決算が承認されました。

貸借対照表から、令和3年度末現在の資産合計は4億363万6268円、負債合計は3億5160万6748円、正味財産は5202万9520円でした。

正味財産増減額計算書から、経常収益 4 億 9492 万 5485 円、経常費用計 4 億 9412 万 4076 円で、正味財産期末残高は 5202 万 9520 円でした。

#### (4) 報告事項

令和3年度事業報告がなされました。

#### 【公益目的事業】

- ▶ 研究事業として、南九州周辺海域における台風避泊等船舶航行安全対策に関する調査研究を行い、「台風避泊ガイド」に新たに反映すべき事項をとりまとめました。
- ▶ 調査研究事業として、国、地方公共団体の委託を受けて8件の船舶航行安全 対策調査研究(港湾計画改訂等に伴うもの2件、海上工事に伴うもの2件、 船舶大型化に伴うもの4件)を行いました。

▶ 情報提供事業として、国、地方公共団体の委託を受けて10件の船舶航行安全 支援業務を行いました。また、西日本・南九州・沖縄地方の海難防止強調運 動推進連絡会議をそれぞれ書面審議により開催し、実施計画を策定するとと もに、それぞれの地域で海難防止啓蒙活動を行いました。さらに西海防セミ ナー(1回)、海上起重基幹技能者・海上起重作業管理技士更新講習受講者に 対する安全講習を開催しました。

#### 【収益目的事業】

企業からの委託を受け5件の航行安全対策調査検討業務を行いました。



# 2-1-4 令和4年度 第2回 通常理事会

令和4年6月23日(木)、令和4年度第2回通常理事会をリーガロイヤルホテル小倉 (北九州市)で開催し、業務執行理事、副会長及び専務理事の選任、沖縄支部長の任命等 を決議しました。

- (1) 出席者 理事15名、監事2名
- (2) 決議の概要
  - ① 業務執行理事に長野茂夫氏、岸本幹生氏、中嶋哲雄氏が選任されました。
  - ② 副会長に長野茂夫理事及び岸本幹生理事が、専務理事に中嶋哲雄理事が選任されました。
  - ③ 会長の職務代行順序は第一順位 長野茂夫理事、第二順位 岸本幹生理事とされました。
  - ④ 沖縄支部長に角善晴理事が任命されました。
  - ⑤ 職員就業規程等の改正が承認されました。



# 2-1-5 令和4年度 役員名簿

役員名	氏 名	所 属	備考
会 長	高祖健一郎	公益社団法人西部海難防止協会 会長	
副会長	長野 茂夫	関門水先区水先人会 会長	新任
副会長	岸本 幹生	日本製鉄株式会社 九州製鉄所 工程業務部長	新任
専務理事 中嶋 哲雄		公益社団法人西部海難防止協会 専務理事	新任
理事	野口 譲	日本郵船株式会社 九州支店長	
理事	大久保昌彦	株式会社商船三井 九州支店長	新任
理事	小倉 征巳	福岡県港湾建設協会 会長	
理事	鶴丸 俊輔	日本船主協会 九州地区船主会 議長	
理事	石井 秀夫	株式会社近藤海事 代表取締役会長	
理事	有馬 淳二	株式会社共進組 取締役会長	
理事	芋生 秀作	博多水先区水先人会 会長	新任
理事	鈴木  洋	大分液化ガス共同備蓄株式会社 大分事業所 取締役所長	
理事	深見 晋二	九州電力株式会社 エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 エネルギー取引部長	新任
理事	井原 毅	UBE 株式会社 宇部渉外部長	
理事	永尾 隆典	ENEOS マリンサービス株式会社 取締役船舶業務部長	新任
理事	木下 貴夫	西部ガス株式会社 取締役常務執行役員	新任
理事	小原 雅典	ENEOS 株式会社 大分製油所 副所長	
理事	   川﨑 英雄 	三菱重工業株式会社 防衛・宇宙セグメント艦艇事業部 立神艦船製造部 船渠長	
理事	漢那 太作	全日本海員組合 九州関門地方支部 地方支部長	
理事	高濱 洋嘉	内海水先区水先人会 会長	
理事	角 善晴	琉球海運株式会社 取締役船舶部長	新任
監事	尾﨑 武広	一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 理事	
監事	関谷 英一	西日本海運株式会社 代表取締役社長	

理事の任期は、令和5年度定時総会まで、監事の任期は令和7年度定時総会までです。

# 2-2 一般事業

西部海難防止協会では、第七管区・第十管区・第十一管区各海上保安本部及び公益財団法人海上保安協会 門司・南九州・沖縄各地方本部と共催で、西日本海難防止強調運動推進連絡会議、南九州海難防止強調運動推進連絡会議及び沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議を開催しました。

各連絡会議においては、令和3年度等海難防止強調運動実施状況、令和3年の海難の発生状況等の報告が行われ、令和4年度海難防止強調運動実施計画が策定されました。

令和4年度実施計画の内容は会報第197号(令和4年6月号)に掲載しましたので、本稿では前年度の実施状況及び海難の発生状況の概要を報告します。

#### 2-2-1 令和4年度 西日本海難防止強調運動推進連絡会議

西日本海難防止強調運動推進連絡会議は、新型コロナウイルス感染者数の状況等から 昨年度に引き続き、書面により令和3年度西日本海難防止強調運動実施結果等の報告、 令和4年度西日本海難防止強調運動実施計画(案)についての意見照会がなされ、令和 4年6月13日付けで実施計画が策定されました。

#### 1 報告事項

- (1) 令和3年度西日本海難防止強調運動実施結果について
- (2) 令和3年海難の発生状況について
- (3) 令和4年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

#### 2 審議事項

令和4年度西日本海難防止強調運動実施計画(案)について

#### 3 構成者

3.1 海事関係者

(公財)海難審判・船舶事故調査協会 門司支部長 (公財)海難審判・船舶事故調査協会 長崎支部長 外国船舶安全対策連絡協議会連合会 会長 九州水曜会 幹事会社の代表者 九州地方港運協会 会長 (公社)九州北部小型船安全協会 会長 九州旅客船協会連合会 会長 九州地方海運組合連合会 会長 全国内航タンカー海運組合 西部支部長 全日本海員組合 九州関門地方支部長 西日本遊漁船業協同組合 代表理事 (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 九州事務所長 日本船主協会 九州地区船主会 議長 (株)日本海洋資格センター 代表取締役 (公社)九州海事広報協会 会長 PW 安全協会 九州地方本部長

(公社) 日本海洋少年団連盟九州北部地区連盟 事務局長

(公社) 日本海洋少年団連盟中国地区連盟山口県連盟 事務局長

#### 3.2 地区代表

仙崎地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議 議長 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 有明海海難防止対策推進連絡会 会長 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議 委員長 長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会 委員長

#### 3.3 関係官公庁

九州総合通信局 無線通信部長 水産庁 九州漁業調整事務所長 水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所長 九州運輸局 海上安全環境部長 門司地方海難審判所長 長崎地方海難審判所長 運輸安全委員会事務局 門司事務所長 運輸安全委員会事務局 長崎事務所長 長崎県 水産部長 佐賀県 農林水産部長 福岡県 農林水産部長 大分県 農林水産部長

#### 3.4 関係団体

日本漁船保険組合 山口県支所長 日本漁船保険組合 福岡県支所長 日本漁船保険組合 佐賀県支所長 日本漁船保険組合 長崎県支所長 日本漁船保険組合 大分県支所長

#### 3.5 海上保安庁関係

仙崎海上保安部 交通課長 門司海上保安部 航行安全課長 若松海上保安部 航行安全課長 福岡海上保安部 交通課長 三池海上保安部 交通課長 唐津海上保安部 交通課長 長崎海上保安部 交通課長 佐世保海上保安部 交通課長 対馬海上保安部 交通課長 大分海上保安部 交通課長 関門海峡海上交通センター 整備課長

#### 3.6 主催者

(公財)海上保安協会 門司地方本部長 (公社)西部海難防止協会 会長 第七管区海上保安本部長

#### 4 令和3年度西日本海難防止強調運動実施結果

- 4.1 海の事故ゼロキャンペーン実施結果
- 4.1.1 実施期間

令和3年7月16日~7月31日

## 4.1.2 実施事項

令和3年度の海の事故ゼロキャンペーンの運動方針に基づき、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」「荒天時における走錨等に起因する事故の防止」を重点事項とし、次の事項を実施した。

#### (1) 広報活動

- ・関係機関及び一日海上保安官等による街頭周知・啓発活動
- ・官公署、フェリーターミナル、各種イベント会場等におけるポスター、電光掲 示板等を効果的に活用した広報活動
- ・地元ケーブルテレビ及び地元FM局出演による広報活動







#### (2) 安全に関する指導、教育、訓練

- ・活動中のプレジャーボートや在港船等に対する訪船・現場指導
- ・旅客船、危険物取扱業者等の事業所、漁業協同組合及びマリーナ等を訪問して の安全指導
- ・プレジャーボート愛好者及び漁業関係者等に対する海難防止講習会、小中学生 を対象とした海上安全教室
- ・運輸支局、小型船安全協会、PW 安全協会等と連携した合同パトロール
- ・小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携した安全教室









#### 4.1.3 実施結果(令和3年度と令和2年度の比較)

期間中の主な行事等	令和3年度	令和2年度
・訪船及び現場指導	578 隻	546 隻
<ul><li>・海難防止講習会の開催</li><li>・海上安全教室等の開催</li></ul>	25 回/503 人 17 回/690 人	23 回/392 人 3 回/122 人
・一日海上保安官等の各種行事	5 回	8回

#### 4.1.4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は16隻で、昨年の14隻と比べて2隻増加した。

海難の船種別では、プレジャーボート6隻(10)、貨物船1隻(1)、旅客船1隻(0)、漁船5隻(1)、遊漁船3隻(0)、その他0隻(1)であり、種類別では運航不能\*が5隻、衝突・単独衝突5隻、乗揚3隻、火災2隻、浸水1隻であり、最も海難が多かったプレジャーボートの船種別は、モーターボート3隻、クルーザーボート1隻、クルーザーヨット1隻、ゴムボート1隻となっている。(() 内の数字は、昨年同期間数)

※運航不能:機関故障、推進器・舵障害、燃料欠乏、バッテリー過放電等船舶の航行に支障が生じたもの。

#### 4.2 夏季安全推進運動実施結果

#### 4.2.1 運動の趣旨

夏季期間に増加するプレジャーボート等の船舶事故及びマリンレジャー活動による人身事故を減少させるため、次の事項を重点事項として定め、夏季安全推進運動を実施した。

- (1) プレジャーボート事故対策
- (2) マリンアクティビティ(水上オートバイ、カヌー、SUP、ミニボート) 愛好者 に対する安全意識の高揚
- (3) 遊泳中の事故防止
  - ・離岸流に対する安全指導
  - ・飲酒を伴う遊泳自粛指導

#### 4.2.2 実施期間

令和3年7月16日(金) ~ 令和3年8月31日(火)

#### 4.2.3 実施内容

(1) 安全啓発活動

小型船舶免許更新者、漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数

51 回 (919 名)





#### (2) 訪船指導

港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、運輸支局、警察署、JCI(日本小型船舶検査機構)、小型船安全協会、PW安全協会等と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導 1.060 隻

●訪問マリーナ等 278 箇所

●現場指導 491 件

● 合同パトロール 28 回 (合同 15 回)





#### (3) 広報活動

マリーナ、マリンレジャーショップ等を訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、ケーブルテレビ、地元FM局出演等による広報活動を実施した。

●テレビ、ラジオ等を活用した活動 41回





# 4.2.4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は45隻で、昨年の53隻と比べ8隻減少した。

海難の種類別では運航不能 20 隻が最も多く、続いて衝突 16 隻、浸水 4 隻、乗揚 3 隻、火災 2 隻の順で発生している。

また、船種別では小型船舶の海難が最も多く、その内訳はプレジャーボート 23 隻 (うち水上オートバイ1隻)、漁船9隻、遊漁船5隻の計37隻で、全体の8割となっている。

#### 4.3 秋季安全推進運動実施結果

## 4.3.1 運動の趣旨

沿岸海域をその操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、気象・海象条件が厳しくなる冬季を前に、「常時適切な見張りの徹底」「早期避航等適切な操船の励行」「気象・海象情報の入手活用」「自己救命策確保の推進」「遵守事項の徹底及びライフジャケット着用義務範囲拡大の周知」を重点事項として定め、秋季安全推進運動を実施した。

#### 4.3.2 実施期間

令和3年10月1日(金) ~ 令和3年10月31日(日)

#### 4.3.3 実施内容

#### (1) 安全啓発活動

漁業関係者、小型船舶免許更新者、遊漁船関係者等を対象とした海難防止講習 会を開催した。

● 実施回数



17回(437名)



#### (2) 訪船指導

漁港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、小型船安全協会と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

動船指導457隻

●訪問マリーナ・漁協 197 箇所

●現場指導 119 件

●合同パトロール15 回





#### (3) 広報活動

漁業協同組合を中心に訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元FM局出演による広報活動を実施した。





#### 4.3.4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶 32 隻で、昨年の 21 隻と比べ 11 隻増加しており、うち小型船舶の海難は 27 隻で、昨年から 12 隻増加した。

小型船舶の内訳は、プレジャーボート 22 隻、漁船 5 隻で、プレジャーボートの 海難が昨年から 12 隻増加、海難の種類別は運航不能 11 隻 (機関故障 5 隻)、衝突 4 隻、乗揚・浸水が各 3 隻、転覆 1 隻であった。

漁船の海難は増減しておらず、海難の種類別は運航不能2隻、衝突2隻、転覆1 隻であった。

小型船舶の海難原因の多くは、運航不能(機関故障)は整備不良、衝突・乗揚は 見張り不十分といった人為的要因によるものであった。

#### 4.4 地区連絡会議が定める海難防止運動実施結果

#### 4.4.1 運動の趣旨

平成22年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し、展開している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえつつ、各地区において運動の名称、期間等を定め、海難防止運動を実施した。

#### 4.4.2 各地区の海難防止運動

#### (1) 仙崎・萩地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 仙崎・萩かわら版 118 の配布等による海難防止活動
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

山口県北部沿岸海域における事故事例や防止策を掲載した「仙崎・萩かわら版 118」を毎月発行し、漁協、自治体、道の駅、釣具店等に配布するとともに、地元ケーブルテレビや FM ラジオへの出演等地元に密着した安全啓発活動のほか、夜間、視認性の悪い状況下における海中転落及び釣人による強力なライトの使用による付近航行船舶への影響に係る注意喚起等啓発を実施した。







#### (2) 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ふくそう海域海難防止対策
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

関門港において不安全航行を行った船舶及び海外売船の回航等に対して厳重な個別指導を実施し、同港における特定航法の遵守及び潮流による圧流を考慮した適切な操船を徹底指導させたことによる海難防止活動を実施した。





## (3) 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 洞海地区貨物船海難防止強調運動
- ② 実施期間 令和4年2月14日~同月28日
- ③ 実施概要

地域の特徴として、貨物船及びタンカーの出入港が多い地域であること から、これらの船舶の安全航行を主眼とした海難防止活動を実施した。





## (4) 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 福岡地区プレジャーボート海難防止運動
- ② 実施期間 令和3年9月15日~9月30日
- ③ 実施概要

地域の特徴として、プレジャーボートの海難が多いことから、免許更新講習に併せた10min安全講習会、訪船指導及び大型ビジョンを活用した安全啓発活動を実施した。

また、遊泳者事故防止のため設立した「福岡地区海浜事故防止推進委員会」の関係者と合同海浜パトロール、水上バイク実証試験を実施した。





#### (5) 有明海海難防止対策推進連絡会

- ① 運動の名称 有明地区小型船海難防止強化運動
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

地域の特徴として、小型船舶による海難が殆どであることから、小型船舶免許更新講習会にあわせた海難防止講習会を周年実施し、機関故障による海難減少を目的とした定期的な点検整備の重要性を説明したほか、漁期前や台風・大型低気圧接近時には、箱船等流出防止の注意喚起を行った。

また、海難防止啓発動画を作成し、大牟田市中心部にある大型 LED ビジョンにて放映したほか、地元 FM ラジオ局を活用した広報活動を実施した。





#### (6) 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ミニボート等海難防止運動
- ② 実施期間 令和3年7月16日~令和4年3月31日
- ③ 実施概要

近年、全国的にミニボートやSUP、カヌーの海難が増加傾向にあり、第七管区海上保安本部管内においても同様で、ミニボートについては死亡事故も発生している。

また、玄海地区においても利用者が多く、昨年度ミニボートや SUP、カヌーの海難が発生していることから、利用者にミニボート等の特性などを 周知し、未然の事故防止に努めている。





# (7) 長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 まき網・以西底びき網漁船に対する海難防止活動 プレジャーボートに対する海難防止活動 ライフジャケット着用率向上に係る活動
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

長崎県及び佐賀県を放送エリアにもつNBC(長崎放送)ラジオと7、8月の2カ月間にわたり、「ライフジャケットプロジェクト」としてライフジャケット着用率向上にかかる活動を展開し、甲斐あって、夏季期間の海浜事故ゼロを達成した。





# (8) 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 佐世保地区「海の安全種まき運動」
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

地域の特徴として、海難隻数の多くを小型船舶が占めていることから、 海難防止講習会及び訪船指導等を通じ、安全の種(安全運航の知識)を蒔いて、安全の花(無事故)を咲かせる運動を展開した。







## (9) 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 とにかくライフジャケット着用推進運動
- ② 実施期間 周年
- ③ 実施概要

市内全域をカバーする防災無線の告知端末及び市内全戸が契約する地元ケーブルテレビを活用した地元に密着した周知啓発活動を実施したほか、ライフジャケットの着用率を向上させるため、推進連絡会構成機関とともに官民合同による海難防止活動を実施した。





# (10) 大分県海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 漁船無事故チャレンジ 100 In 大分
- ② 実施期間 令和3年10月1日~令和4年1年8日
- ③ 実施概要

無事故と安全操業を基本に「大分県民の食卓まで安心安全に海産物を届ける」ことを漁業者に意識してもらうため「漁船無事故チャレンジ 100 In 大分」を大分県後援のもと実施した。漁業協同組合支店等(26 支店及び1 取次店)の所属組合員は、期間中の100 日間の安全操業を宣言し、無事故のチャレンジに取り組んだ。



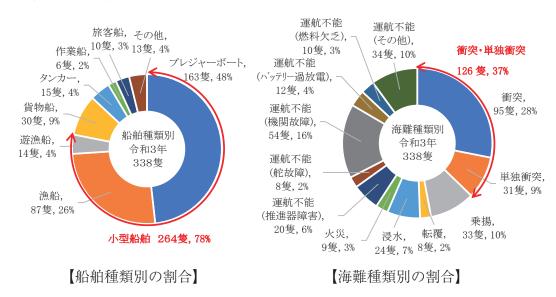


#### 5 令和3年海難の発生状況

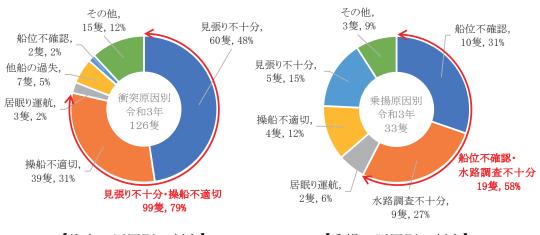
第七管区海上保安本部海域における令和3年の海難の発生状況の概要は次のとおりです。

なお、令和3年の数値は速報値です。

- ◆ 令和3年の船舶海難隻数は338隻であり、令和2年より5隻増加しています。
- ◆ 船舶種類別ではプレジャーボート 163 隻 (前年+11)、漁船 87 隻 (前年-4)、 貨物船 30 隻 (前年-11) の順で多く発生しており、小型船舶 (プレジャーボート、漁船、遊漁船) による海難が全体の約 8 割を占めています。
- ◆ 海難種類別では、衝突・単独衝突 126 隻 (前年+19)、運航不能 (機関故障) 54 隻 (+14)、乗揚 33 隻 (前年-6) の順となっており、衝突・単独衝突が約 4 割を占めています。



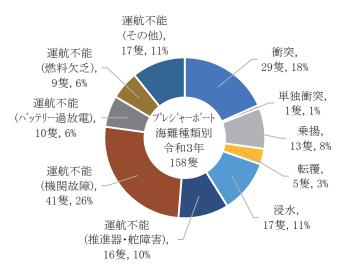
- ◆ 衝突・単独衝突の原因は、見張り不十分60隻(48%)、次いで操船不適切39隻(31%)となっており、全体の約8割を占めています。
- ◆ 乗揚の原因は、船位不確認 10 隻 (31%)、次いで水路調査不十分 9 隻 (27%) と なっており、全体の約 6 割を占めています。



【衝突の原因別の割合】

【乗揚の原因別の割合】

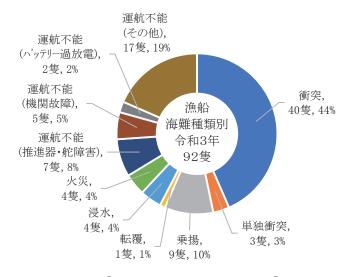
◆ プレジャーボートの海難種類別では、運航不能(機関故障)が41隻(26%)と 最も多く、次いで衝突・単独衝突が30隻(19%)、浸水17隻(11%)となって います。過去10年間を見ても、運航不能(機関故障)が405隻(27%)と最も 多く、次いで衝突・単独衝突が247隻(17%)となっており、令和3年も同じ 傾向で発生しています。



【プレジャーボートの海難種類別の割合】

◆ 漁船の海難種類別発生状況は、令和3年は衝突・単独衝突及び乗揚で52隻 (57%)となっており、約半数を占めています。

過去 10 年間の漁船の海難隻数は 1,150 隻であり、海難種類別では、衝突・単独 衝突 447 隻 (39%)、乗揚 151 隻 (13%) で約5割を占めており、令和3年も同 じ発生傾向となっています。



【漁船の海難種類別の割合】

#### 2-2-2 令和4年度 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

南九州海難防止強調運動推進連絡会議は、令和4年6月2日に鹿児島県鹿児島市において開催され、令和3年度海難防止強調運動活動等の報告、令和4年度強調運動実施計画の審議等が行われました。

#### 1 開催日時・場所

令和4年6月2日(木)13:30~15:30 アクアガーデンホテル福丸(鹿児島市)

#### 2 議 題

- (1) 報告事項
  - ① 令和3年における海難の発生状況について
  - ② 令和3年度南九州海難防止強調運動活動報告
  - ③ 令和4年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画について
- (2) 審議事項

令和4年度南九州海難防止強調運動実施計画(案)について

#### 3 構成者

3.1 地区代表

熊本県海難防止対策推進連絡会議 会長 宮崎県北部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会 会長 鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長 串木野地区海難防止強調運動推進連絡会議 会長 奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議 会長

3.2 関係官公庁

鹿児島地方気象台長 熊本運輸支局長 宮崎運輸支局長 鹿児島運輸支局長 熊本県農林水産部長 宮崎県農政水産部長 鹿児島県商工労働水産部長

3.3 海上保安庁関係 熊本海上保安部 交通課長 日向海上保安署 次長 宮崎海上保安部 交通課長 鹿児島海上保安部 交通課長 串木野海上保安部 交通課長 電美海上保安部 交通課長

3.3 主催者

(公社) 西部海難防止協会 会長 海上保安協会南九州地方本部 本部長 第十管区海上保安本部 本部長



#### 4 令和3年度南九州海難防止強調運動活動報告

#### 4- | 海の事故ゼロキャンペーン (令和3年7月16日~7月31日) 南九州海難防止強調運動推進連絡会議

#### 【活動内容】





電光掲示板を活用した啓発活動(鹿児島市内)

民間団体との連携による 遊泳中の安全啓発動画の製作(SNSにより公開)







テレビ、ラジオ出演による周知啓発活動

4-2 台風海難防止強調運動(令和3年6月21日~6月30日)

南九州海難防止強調運動推進連絡会議

# 【活動内容】



電光掲示板を活用した周知活動 (鹿児島市内)

#### 4-3-1 海の事故ゼロキャンペーン

#### 熊本県海難防止推進連絡会







自治体、警察との合同海浜パトロール

児童等に対する海上安全教室

釣り人への夜間安全指導

#### ---- 主な活動 -

<県外からのマリンレジャー愛好家が増加> 早朝、夜間の安全指導 広報街宣車やSNS等での周知活動

#### その他

- ・自治体、警察等との合同パトロール
- ・各機関と連携した児童等に対する海上安全教室
- ・ラジオ、防災無線 (天草地域)による事故防止呼びかけ



SNSでの呼びかけ



ラジオでの事故防止を呼びかけ

#### 4-3-2 台風による海難防止強調運動

#### 熊本県海難防止推進連絡会



旅客船への訪船による啓発

#### 主な活動

<避泊地も多いが、操業船も多い> 訪船による啓発活動

#### その他

- ・保安部来訪者(港湾工事業者、貨物船船長等)への啓発
- ・巡視艇のライトメールによる啓発等



貨物船への訪船による啓発



巡視艇のライトメールによる啓発

#### 4-4







## 主な活動

地域ニーズに見合った海難防止 活動を実施した。

#### その他

- ・サーフィン授業で海難防止講習会
- ・自治体等と合同で事故防止啓発活動
- ・工事業者への海難防止講習会・・・等





#### 4-5-I

#### 宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会







#### 主な活動

地元テレビのタ方ニュース番組に 生出演し、離岸流の危険性などを 説明した。

# その他

- その他
  ・水上オートバイへの安全指導
  ・警察との合同パトロール
  ・ライフジャケット着用義務違反周知活動
  ・漁協への安全指導・・・等

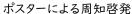




#### 4-5-2 台風による海難防止強調運動

#### 宮崎県南部地区海難防止強調運動推進連絡会







海難防止講習会での安全啓発

#### 主な活動内容

- ・海事関係団体へ訪問しポスター、リーフレットによる周知啓発
- ・漁業無線局及び地元FM放送局による放送周知依頼
- ・インターネットホームページを利用した周知・安全啓発
- ・海難防止講習会に合わせた安全啓発活動

#### 4-6

#### 鹿児島地区海難防止強調運動推進連絡会









#### 串木野地区海難防止強調運動推進連絡会

#### 4-7













「春一番に対する海難防止強調運動」(期間:2/4~3/21)の啓発用ポスター・リーフレットを制作、ポスターモデルをして頂いた、いちき串木野市在住の鮫島百桃子(さめしまももこ)さんとともに小型船舶の事故防止活動を実施

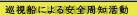


#### 4-8

#### 奄美群島地区海難防止活動推進連絡会議

#### 警察と合同での啓発活動

海上安全教室(遊泳・スノーケリング事故防止等につ









## 主な活動

奄美群島付近では、台風の進路予想が 困難及び台風が発達かつ長期化する傾向 があることを、ローカルテレビにて周知し、 早期の確実な台風対策について啓発活動を 実施した。

#### その他

- ・警察と合同での啓発活動
- ・海上安全教室(遊泳・スノーケリング事故防止)
- ・巡視船による安全周知活動・・・等

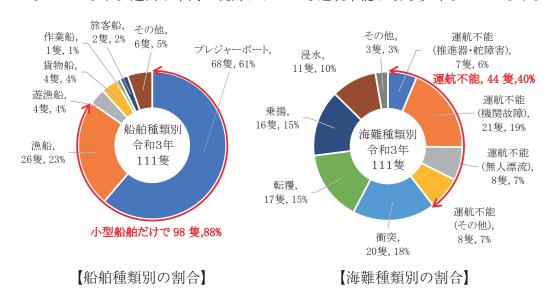


#### 5 令和3年の船舶海難の発生状況 (概要)

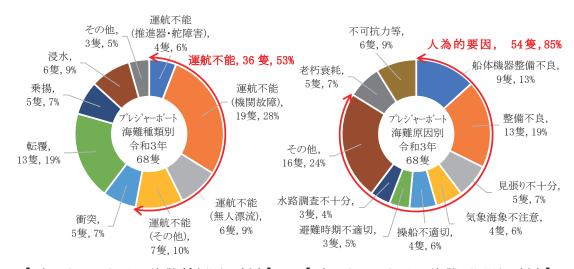
第十管区海上保安本部海域における令和3年の船舶海難の発生状況(概要)は次のとおりでした。

なお、令和3年の数値は速報値です。

- ◆ 令和3年の海難総隻数は111隻で、令和2年に比べ40隻以上減少しました。
- ◆ 船舶種類別では、プレジャーボートによる海難が68隻で全体の6割以上を占め、 次いで漁船が多く、遊漁船を含めた小型船舶による海難が98隻で全体の約9割 を占めています。漁船の海難は、令和2年の58隻から32隻減少しています。
- ◆ 海難種類別では、運航不能(機関故障、推進器・舵故障、無人漂流等)が44隻で約4割を占め、次いで衝突(単独衝突を含む)20隻、転覆17隻、乗揚16隻の順となっています。過去5年間の統計においても運航不能が最も多くなっています。



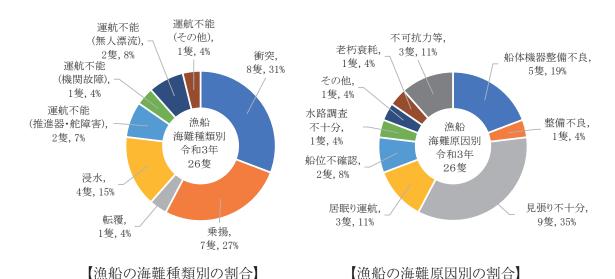
 プレジャーボートの海難 68 隻について、海難種類別では、機関故障等による運航 不能が 5 割以上を占めています。また、海難原因別では、船体機器整備不良、見 張り不十分、操船不適切等の人為的要因による海難が 8 割以上を占めています。



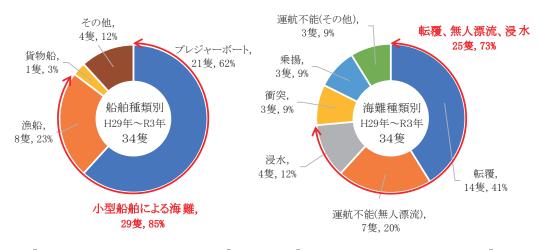
【プレジャーボートの海難種類別の割合】

【プレジャーボートの海難原因別の割合】

- ▷ 漁船の海難26隻について、海難種類別では衝突8隻、乗揚7隻で約6割を占めています。海難原因別では、見張り不十分、船体機器整備不良、居眠り運航等の人為的要因によるものが21隻で約8割を占めています。
- ▷ 過去5年間の漁船の海難207隻について、事故発生海域は、港内(75隻)及び 距岸1海里未満の海域(75隻)が約7割を占めています。



■ 台風により平成29年から令和3年の間に発生した船舶海難34隻について、船舶種類別ではプレジャーボート・漁船等の小型船舶による海難が全体の8割以上を占めています。また、事故種類別では、転覆、無人漂流、浸水が25隻で、このうち係留中に発生した海難が23隻を占めています。



【台風海難の船舶種類別の割合】

【台風海難の海難種類別の割合】

#### 2-2-3 令和4年度 沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議

沖縄地方海難防止強調運動推進連絡会議は、令和4年6月17日に沖縄県那覇市において開催され、令和3年度海難防止強調運動活動等の報告、令和4年度強調運動実施計画の審議等が行われました。

#### 1 開催日時・場所

令和4年6月17日(金)14:00~15:30 九州沖縄トラック研修会館(那覇市)

## 2 議 題

- (1) 報告事項
  - ① 令和3年の管内における船舶海難の発生状況
  - ② 令和4年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動
- (2) 審議事項
  - ① 令和4年度海の事故ゼロキャンペーン沖縄地方実施計画
  - ② 令和5年度沖縄地方春季大型連休海難防止強調運動

#### 3 構成者

3.1 海事関係者

(株)日本海洋資格センター 沖縄事務所 代表取締役

日本小型船舶検査機構 沖縄支部 支部長

(公社) 琉球水難救済会 常務理事

沖縄県漁業協同組合連合会 代表理事専務

日本漁船保険組合 沖縄県支所 部長

- (一社) 沖縄県漁業無線協会 事務局長
- (一社) 沖縄旅客船協会 事務局長

(公社) 沖縄海事広報協会 常務理事

沖縄地方内航海運組合 専務理事

全日本海員組合沖縄支部 沖縄支部長

沖縄県セーリング連盟 事務局

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会沖縄事務所 所長

沖縄県ウォータークラフト安全協会 会長

3.2 関係官公庁

沖縄総合事務局運輸部 船舶船員課長 門司地方海難審判所 那覇支所 書記官 運輸安全委員会事務局 那覇事務所 事故調査調整官 総務省沖縄総合通信事務所 無線通信課長 沖縄県農林水産部 水産課長

3.3 主催者

(公財) 海上保安協会 沖縄地方本部 本部長

(公社) 西部海難防止協会 沖縄支部 支部長

第十一管区海上保安本部 本部長



# 4 令和4年度沖縄地方ゴールデンウィーク海難防止強調運動報告

#### (1) 期 間

令和4年4月29日(金)から5月5日(木)までの7日間

#### (2) 実施概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くの団体が運動を見合わせる等の対応をとらざるを得なかったが、以下の活動を行った。

- ① 関係団体と合同で海浜事故防止を目的とした合同海浜パトロールを行った。
- ② 空港や港、マリンレジャー関連施設、漁協等において、観光客や船舶運航者を対象に事故の未然防止を目的とした啓発活動を行った。

#### (3) 実施結果

ゴールデンウィーク中に発生した船舶海難は無く、令和3年同期間と比べ3 隻減少した。



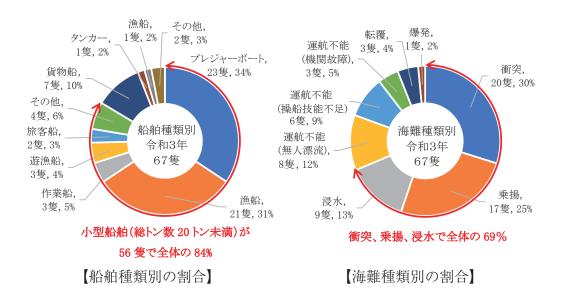


#### 5 令和3年の船舶海難の発生状況

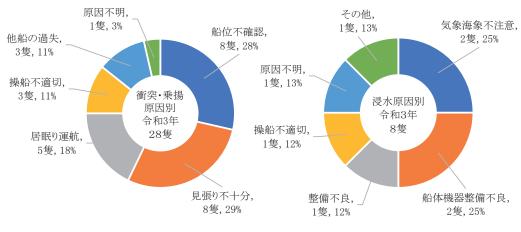
第十一管区海上保安本部海域における令和3年の船舶海難の発生状況の概要は次のとおりです。なお、令和3年の数値は速報値です。

- ◆ 令和3年の船舶海難は、船舶事故(アクシデント)67隻(前年+4)、インシデント12隻(前年-9)の海難総隻数79隻で、令和2年に比べ5隻減少しました。
- ◆ 船舶事故 67 隻について、船舶種類別では、プレジャーボート 23 隻、漁船 21 隻、 貨物船 7 隻の順となっています。

- ◆ 船舶事故のうち、総トン数 20 トン未満の小型船舶は 56 隻で全体の約 8 割を占めています。
- ◆ 船舶事故の海難種類別では、衝突 20 隻 (前年+14)、乗揚 17 隻 (前年-5)、浸水 9 隻 (前年+4) の順となっており、衝突、乗揚、浸水で全体の約 7 割を占めています。衝突は令和 2 年の 6 隻から約 3 倍に増加しています。



- ◆ 小型船舶事故56隻について、海難種類別では衝突14隻(前年+9)、乗揚14隻 (前年-3)、浸水8隻(前年+3)、無人漂流8隻(前年+3)の順となっています。
- ◆ 事故原因別では、衝突・乗揚は船位不確認、見張り不十分及び居眠り運航で7 割以上を占め、浸水では気象海象不注意、船体機器整備不良、整備不良で全体 の約6割を占めています。



【衝突・乗揚の原因別の割合】

【浸水の原因別の割合】

# 2-3 受託事業

## 【継続中の事業】

2-3-1 苅田港(本港地区) 航路整備に伴う航行安全対策調査専門委員会

## 【期間中に終了した公益目的事業】

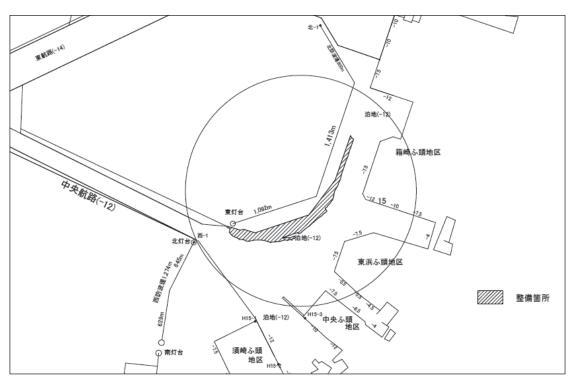
2-3-2 博多港(中央ふ頭沖~箱崎ふ頭沖)浚渫整備に伴う航行安全対策調査専門委員会

### 1 調査の目的

九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所が計画している博多港の水域施設(航路・泊地(-12m))の整備について、本調査は、この整備工事に伴う一般航行船舶及び工事作業船の航行安全対策を検討することを目的とした。

## 2 調査対象海域

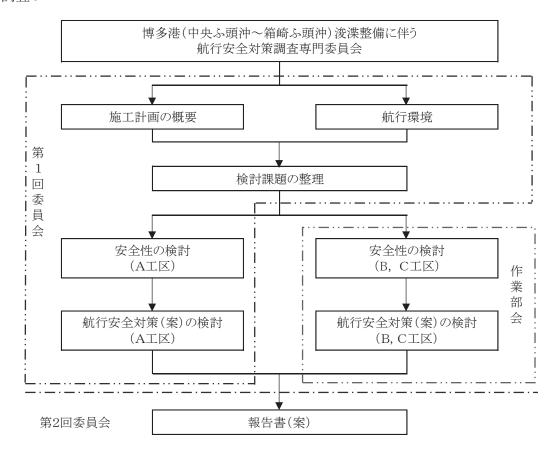
調査対象海域は次図に示す海域である。



#### 3 委員会

調査検討は、水産大学校 本村紘治郎 名誉教授を委員長とする学識経験者、海事関係者及び関係官公庁職員で構成される委員会を設置し、その指示のもとに実施した。

#### 4 調査フロー



#### 5 調查報告概要

本委員会では、博多港中央ふ頭沖から箱崎ふ頭沖の水域施設(航路・泊地、-12m)の浚渫整備施工時における航行船舶及び工事作業船の航行安全対策について調査・検討した。

調査・検討にあたっては、潜水探査作業と浚渫工事の施工計画を基に、自然環境 及び海上交通の実態と可航水域の関係などの航行環境を整理し、必要な課題を抽出 して安全性の検討を行った。

安全性の検討では、先ず港内の航行環境と利用状況を確認して潜水探査作業と浚 渫工事における作業範囲について検討した。本整備工事における作業範囲は、中央 航路を経由して中央ふ頭、東浜ふ頭及び箱崎ふ頭の各ふ頭に入出港する船舶の航行 経路となっていることから、AISの航跡データや各ふ頭に入出港する船舶の航跡や 最大船型の回頭操船水域を確認した結果、一部が整備海域に重なっており入出港操船 に影響があることが確認された。そこで、主に水深と喫水の関係から航行経路を離 れることができない比較的大型の船舶の入出港操船状況、船体コンディションと気 象状況等を考慮して、作業区域ごとに工事作業船が退避すべき対象船舶を検討した。

航行安全対策においては、航行船舶及び工事作業船の安全を確保するため、工事作業船の運航管理、警戒管理及び工事作業に関する情報管理を柱とする安全管理組織と、海域利用者に対する一元的な工事作業情報等の提供を行う航行安全支援組織からなる安全管理体制の整備を提案した。

# 3 第七管区海上保安本部からのお知らせ

# 瀬戸内海西部海域湾外避難勧告について(概要)

第七管区海上保安本部交通部航行安全課

#### 1 湾外避難等の勧告・命令に関する制度とは

平成30年9月に発生した、関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故を受け、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海における台風等異常な気象・海象が予想される場合の、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、「湾外避難・湾内の錨泊制限等を勧告・命令する制度(以下「本制度」という。)が令和3年7月1日に創設されました。

強い勢力の台風(※1)の直撃や接近の際、大型船等(※2)の一定船舶に対し、湾外などの安全な海域への避難や、入湾の回避、一定の海域における錨泊の自粛や走錨対策の強化を勧告するものです。

本制度では、法令(海上交通安全法等)の規定に基づき、海上保安庁長官(管区本部長)が 湾外避難の勧告等を発出いたします。

- ※1 最大風速40メートル以上の暴風域を伴う台風
- ※2 · 長さ 160 m 以上(自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー)
  - ・長さ200m以上(客船、フェリー、貨物船)
  - ・総トン数5万トン以上の危険物船(液化ガス船を除く)、総トン数2万5千トン以上 の液化ガス船

#### 2 勧告発出の流れ

瀬戸内海西部海域における湾外避難勧告発出にあたっては、関係する管区本部(六・七管区)により台風情報の収集・検討、瀬戸内海西部台風等対策協議会(海上保安庁、海事関係者、関係行政機関で構成される協議会)における判断、発出時刻等を管区本部(同上)で調整のうえ、再度協議会会員への協議・承認を経て、六・七管区本部長名で発出されます。

## 3 対象の海域 (瀬戸内海西部海域)

対象海域は、

- ① 来島海峡大橋(第1、2、3)、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島 大橋、新尾道大橋を結ぶ線
- ② 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線
- ③ 関門港

上記①、②、③と本州、四国、九州の陸岸に囲まれた海域。



#### 4 過去の発出事例

本制度創設以来、本年まで対象となる勢力の強い台風の接近等はなく、今年(令和4年)9月に相次いで接近・上陸した台風11号及び台風14号の際に湾外避難勧告を発出しました。 台風11号の際の勧告は、本制度創設以降全国で初の発出となりました。

#### (1) 台風11号

▷ 勧告の発出:令和4年9月4日14:00 (発表同時刻)

▷ 勧告の解除:同年9月6日11:00

▷ 走錨等情報:なし

#### (2) 台風 14 号

▶ 勧告の発出:同年9月16日18:00 (発表:同日15:00)

▶ 勧告の解除:同年9月19日22:30

▷ 走錨等情報:なし

# 4 ミニ知識・海 (60)

# 港湾と港湾運送 - その2 (港湾運送事業)-

海陸運送の結節点にあたる港湾において行なわれる港湾運送は、我が国の経済や国民生活を支える重要な運送分野であり、公共性も高いことから港湾運送事業法によって規制されており、一部の業種を除いて港湾運送事業を行なうには、国土交通大臣の許可が必要です。

今回は、港湾運送事業法に定める港湾運送事業についてみてみます。

## 1 港湾運送事業法の港湾

港湾運送事業法において、港湾運送の対象となる港湾は93港が指定されています。その水域は政令で定められた10港(京浜、大阪、神戸、徳山・下松等)を除いて、港則法に定める港の区域とされています。

これらの港湾は、一種港(京浜、名古屋、大阪、神戸、関門)、二種港(博多、三池、鹿児島、 那覇等39港)、三種港(宇部、長崎、大分、石垣等49港)に区分され、それぞれ施設、労働者 数及び取扱貨物量の規模など許可基準が定められています。

#### 2 港湾運送事業の種類

港湾運送とは、港湾において他人の需要に応じて貨物を取り扱う行為をいい、この行為を行なう事業者が港湾運送事業者です。港湾運送事業法では港湾運送事業の種類として、次の(1)から(4)の7種類が規定され、その他に港湾運送事業の補助的事業として(5)の港湾運送関連事業が定められています。(図1 港湾運送事業と作業形態参照)

#### (1) 一般港湾運送事業

一般港湾運送事業とは、荷主又は船舶運航事業者(以下、「船会社」という。)の委託を受け、委託者に代わって貨物の受渡しを行ない、受渡行為に先行又は後続する船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送を一貫して行なう事業をいいます。

#### (2) 港湾荷役事業

港湾荷役事業は、船内荷役行為と沿岸荷役行為を行なう事業をいいます。在来船荷役では船内荷役と沿岸荷役が明確に区別されていますが、RoRo船等の革新船荷役ではその区別ができなくなっています。

#### ① 船内荷役行為

船舶への貨物の積み込み又は船舶からの貨物の取卸しを行なう行為で、元請の一般港湾 運送事業者が、当該船舶の船長と合意の上で策定した荷役計画に基づき、船内荷役事業者 が実施しています。

#### ② 沿岸荷役行為

船舶又ははしけにより運送された貨物の上屋、荷さばき場への搬入、船舶又ははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これら貨物の荷さばき場における荷さ

ばき、保管を行なう行為で、元請一般港湾運送事業者の責任者の指揮下で行なわれます。 また、岸壁、桟橋等に係留され、かつ、船内揚荷装置を使用しない総トン数500トン未 満の船舶からの貨物の取卸し及び積込み行為も沿岸荷役に含まれています。

#### (3) はしけ運送事業、いかだ運送事業

はしけ運送事業は、港湾における船舶又ははしけによる貨物運送、省令で定める指定区間でのはしけによる貨物運送、港湾又は指定区間における引船によるはしけ等の曳航を行なう事業をいい、いかだ運送事業は、港湾又は指定区間で木材をいかだに組んでの運送、運送された木材の水面貯木場へ搬入又は搬出、これら木材の水面貯木場での荷さばき及び保管する事業をいいますが、はしけ運送は、港湾施設の整備やコンテナターミナル化によってトラック輸送に変わり、また、いかだ運送は輸入木材が原木から製材に変わった等によりその取扱量は大幅に減少しています。

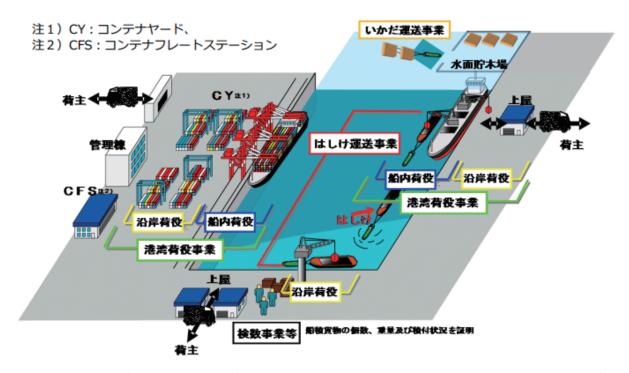


図1 港湾運送事業と作業形態(図引用 https://www.mlit.go.jp/common/001193458.pdf)

#### (4) 検数事業、鑑定事業、検量事業

検数事業は、船積貨物の積込又は陸揚に際して行なう貨物の個数の計算又は受渡の証明を 行なう事業をいい、引渡側と受取側双方の検数人が現場に立会い、貨物個数の計算等を行う ほか貨物の状態確認も行なっています。

鑑定事業は、船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行なう事業をいい、検定機関が第三者機関として、貨物の状態検査、積付検査、貨物損害検査・鑑定等を行なっています。 検量事業は、船積貨物の積込又は陸揚に際して行なう貨物の容積又は重量の計算、証明を 行なう事業いい、貨物の種類、状態、荷印、個数等が船積書類記載事項と合致するか検照し、 貨物の容量と重量を測定し、証明しています。

#### (5) 港湾運送関連事業

貨物を固定する船積貨物の固縛業務、船積貨物を梱包する荷造り、荷役中に破損した貨物 の荷直し業務、船内清掃業務、船舶貨物の警備業務等を行なう事業をいいます。

# 3 港湾運送の特徴

海上運送貨物は、荷主と船会社との運送契約によって運送されますが、通常、運送人である船会社から委託を受けた一般港湾運送事業者(船社元請)が、荷主から委託を受けた一般港湾運送事業者(荷主元請)との間で貨物を受渡していて、海上運送契約の当事者である船会社や荷主に代わって、港湾運送事業者が貨物の受渡しを行っていることが特徴です。

港湾運送事業法では、海上運送契約を開始又は終了させるために行う業務を受渡行為としていますが、一般港湾運送事業者のみが荷主又は船会社から委託を受けて受渡行為をすることができ、港湾荷役事業者、はしけ運送事業者、いかだ運送事業者が行なうことはできません。

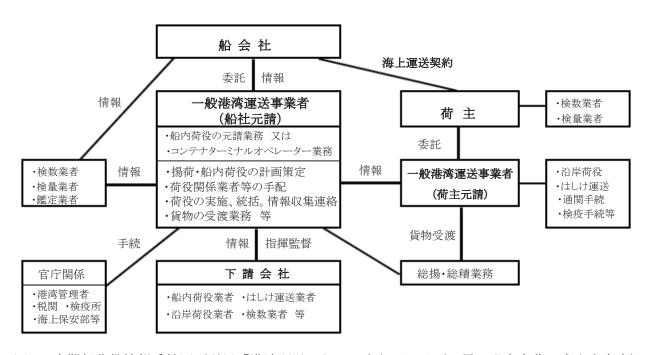


図2 定期船荷役情報系統図(引用「港湾運送がわかる本」天田乙丙 恩田登志夫著 成山堂書店)

このため、港湾運送の中枢機能は一般港湾運送事業者が担っています。

船社元請ステベ(Stevedore の略称)は、船会社から委託を受けて船内荷役の元請又はターミナル・オペレーターとして、港湾荷役を行なうとともに、貨物を船卸しして受荷主に引き渡すまで、又は荷主から貨物を受け取って船積みするまでの関連する港湾運送全般を、船会社、荷主、関係運送事業者と連係して取り仕切っていて、港湾運送機能の中で重要な役割を果たしています。(図 2 定期船荷役情報系統図参照)

また、荷主元請は、荷主から委託を受けて船社側と貨物の受渡しを行ない、これに関連する 港湾運送を取り仕切っています。

# 5 刊末寄稿

# 「べっぷの海岸みまもり隊」奮闘記 ~~海岸清掃ボランティアのお話し~~

公益社団法人 西部海難防止協会 大分事務所 上席研究員 工藤健太郎

#### 1 はじめに

日本一の「おんせん県」大分県は別府市の海浜清掃を6年にわたり定期的に行っているグループがあります。その名は、「べっぷの海岸みまもり隊」。私は同隊の副隊長として、一昨年から微力ではありますが参画させていただいています。今回は、この海浜清掃活動について、ご紹介したいと思います。

#### 2 活動趣旨/運営方法

まずは、活動の概要などです。

(1) 活動開始

活動を始めたのは、平成28年(2016年)11月13日(日)です。

(2) 活動趣旨

別府市の中心市街地に近い砂浜である「餅ケ浜海岸」(広いので南北に二分割)、「SPA ビーチ (的ヶ浜公園)」の3か所を1か月に一回清掃活動することで、近隣住民や海洋環境に関心

のある方々による集まりの場を提供します。 同時にこの活動を通じて、自然の美しさ、郷 土のすばらしさを参加者自身の肌で認識する とともに環境問題について考える時間を持っ て頂きます。

さらには、活動を通じて心同じくする仲間 のネットワークを構築し、社会に貢献できる 活動へと発展させます。

#### (3) 運営の方針

- ① **隊への加入は希望があれば、どなたでも入隊できます。** 但し、企業名、団体名での加入はご遠慮いただいています。
- ② 隊員の清掃活動への参加は、あくまでも隊員個人の自由です。
- ③ 清掃活動を中止する場合は、活動日当日の午前8時に決定します。 (確認は、HPまたは事務局まで問合わせの事。但し、事務局への問合わせは、当日のみ)
- ④ 清掃は、1時間を目安に活動します。
- ⑤ 駐車場の確保のための協力依頼、ごみ袋の手配及び集めたごみの収集依頼については、 事務局において行います。



#### (4) 活動の経緯

活動を開始してから半年間は、はたして継続できるのか?疑心暗鬼でした。

ところが、実際に活動を始めてみると参加者が継続的に集まってきたことから、平成29年(2017年)5月28日に発足式を行い、正式な発足に踏み切りました(発隊当時の参加者数は61名)。

その後、令和3年(2021年)6月20日の活動より、別府市の財政支援を離れ民間による運営に切り替わりました。

とは言いつつ、活動開始以来、行政当局と連絡を密にして活動を行っています。

又、年1回、7月に行われる別府市の海岸海浜一斉清掃に毎年参加しています。さらに、年 1回大分海上保安部による漂着ゴミにちなんだ「海講座」を開催してもらっています。(歴代 大分海上保安部長も顧問として可能な限り参加中!)



#### 3 活動実績

活動実績は、下記の通りです。

期間	人 数(人)	回収量 (kg)
平成28年(2016年)11月から平成29年(2017年)3月	123	1,977
平成29年(2017年)4月から平成30年(2018年)3月	415	10,527
平成30年 (2018年) 4月から平成31年 (2019年) 3月	508	6,344
令和元年(2019年)4月から令和2年(2020年)3月	367	2,828
令和2年(2020年)4月から令和3年(2021年)3月	188	1,290
令和3年(2021年)4月から令和4年(2022年)3月	572	1,925
平成28年 (2016年) 11月から令和4年 (2022年) 3月	合計:2,173	合計:24,891

※平成28年(2016年)11月から令和4年(2022年)3月までの活動回数は、46回

#### 4 隊長のひとこと

隊長の公立大学法人 下関市立大学 竹内裕二教授からこの活動を通じて、皆さんにお伝えしたい事がありますので、紙面をお借りします。

「べっぷの海岸みまもり隊」隊長の竹内裕二です。この団体が発足したきっかけは、別府市が平成28年5月24日からスタートさせた「べっぷの海辺にぎわい創生協議会」の一連の動きの中で生まれたものです。当初、別府の海岸の賑わいを創出するために、何をすればよいのか?市民が参加することで、賑わいを創出するためには、どうすればよいのか?について様々な角度から活発な議論が行われました。ところが、それまで別府市では、様々な団体を設立したけれども、市民が主体となって取り組むボランティア活動団体を設立・運営した経験が乏しいことから、これまで継続的に活動をしてきた実績(北九州市若松区の自然海岸の清掃活動を2013年5月以来毎月1回行い、今なお継続的に活動中)を持つ私に白羽の矢がたったということです。この団体が協議会から課せられた役割とは、別府海岸の賑わいを創出するための下支えを市民参加によって持続的に活動できる団体をつくり、運営することです。

そのような中で、この団体は平成28年(2016年)11月13日(日)に第1回目の活動を開始しました。本格的活動は、翌平成29年(2017年)5月28日(日)の第6回目の活動からです。そこで発足式を行い、名実共に本格稼働となりました。本来ならば、活動開始時に発足式を執り行うものですが、前述したように活動団体発足準備を進めてきた別府市の職員が、別府市でボランテイア活動を行う市民団体を立ち上げることが初めてゆえ不安な気持ちでいっぱいだったから「様子見」というブレスを入れることにしました。つまり、運営側の事情もさることながら、市民側が、この活動を受け入れるかどうかという地域性も重要な点です。このことを考慮して、一旦発足をした後に開店休業状態になるといった悲しい出来事にしないため、半年間様子見をすることにしたという訳です。当然、その間は活動をしていきましたが、当初心配していた参加者数の激減といった不安要素など全く感じることもなく順調な滑り出しをしました。この様子を見守っていた別府市も、自信をもって「発足式」を執り行う運びとなったのです。

この活動は、別府市にお住まいの市民を中心に別府の海岸に漂着したゴミを毎月1回(第3日曜日の9時から1時間程度)収集します。ここに集まる人々は皆、無報酬つまりボランティアで参加するものです。また、この活動には、「今日は、〇〇人集めよう」とか、「〇〇キログラムのゴミを回収しよう」といった目標値がありません。目標値を定めない活動だからこそ、参加者個人に負担を強いることがありません。気さくに集まって、気楽に海岸を歩いていただき、その途中で気になった漂着物を集めてもらえれば十分です。さらには、参加者個人の、その日の体調と相談して、無理のないよう、各自で自己管理をしながら活動するといった緩い集まりでもあります。

このような自由度の高い市民活動ですが、この活動で最も重要な点は、活動する日にちと場所だけを主催者が設定し、そのタイミングで集まり、お互いの安否確認をすることです。この活動を私たちの生活のリズムにすることこそ、活動を継続させていくうえで重要なことです。今後、この活動を特別な一日に仕立てていくのではなく、日常生活の一部にしていくことで、習慣化していかなければ地域に定着した活動へ発展していかないと考えています。

このような考えに基づく、市民行動が習慣化されていくことにより、その発展形として有事の際の地域での取り組み活動に応用することさえも可能となります。理想を掲げれば、無限大に広がっていきますが、現実は目の前の一歩を踏み出すことができるかどうかだと思います。まずは、難しいことを考えるのではなく、この活動が持続性ある活動になることを願って粛々と活動展開していくところから始めましょう。」

以上がこの活動の先頭に立つ隊長の思いです。

#### 5 トピックス

さて、まだまだ新参者の私ですが、活動中に気づいた点がいくつかありました。

ひとつは、予想以上に「国際色豊か」ということです。活動終了後、参加していた 20 人くらいの若者のグループから写真を撮ってほしいと声をかけられたので、快諾し、よく見ると明らかに日本人ではない人種の男女が多数いました。そのなかの黒人男性に出身国はどこか聞いたところ、「エチオピア」とのこと。「カメラに写るときは、日本では『ハイ、チーズ!』というが、エチオピアでは何というのか?」と聞いたら(流石にこの部分は、隣の日本人女性が通訳した!)そのようなフレーズはない!とのこと。このやり取りを日本人女性とエチオピア君が瞬時に会話していました。ほぼ即答で私に帰ってきたのです。これには驚きました。あとで聞くと、このグループは別府市の高台にある APU(立命館アジア太平洋大学)の学生たちであり、通常授業は英語で行っており、世界 90 か国以上から 2000 人以上の留学生が在学しているとのことでした。このような若者が母国に帰り、当地での経験が少しでも生かされればな!! と思わずにはいられませんでした。

もう一つは、「ゴミ(回収物)のあれこれ」です。

一般的に海洋ゴミで多いのは、ビニール袋や食品トレイ、ペットボトルなどのプラスチック類といわれます。確かにその通りですが、現場で注意深く観察すると、写真のようなプラス

チック製のパイプ状の物件が目立ちました。小さなものなので容量や重量は大したものではありませんが、その形状から業務上発生した可能性もあるようなので、海ゴミ関係のサイトなどで少し調べてみました。その結果、長短いずれのパイプも「カキパイプ」とか「スペーサー」と呼ばれるカキ養殖に使われる部材でした。これは大分の沿岸だけでなく、瀬戸内海や東北、能登、伊勢湾などの海岸でも多く見つかっているとのことでした。これに対し、数は多くはありませんが、漂流木材やドラム缶、漁網など船舶の航行安全面に直接支障を及ぼす物件も認められました。大きな木材やドラム缶の回収は人力のみでは限界があり、最終的には、重機の登場となりました。



ここでグッドニュースです。このような地道な活動が認められ、海の日(7月の第3日曜日)に併せ大分海上保安部長表彰を頂けることになりました。海浜での授与セレモニーとなるため、荒天により一ヶ月順延になるなど、自然相手ならではのアクシデントも生じていますが、皆さんの今後の励みになることでしょう。



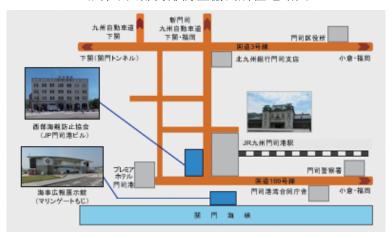
#### 6 あとがき

一つのビーチは3か月に1回の割合で清掃されますが、前回きれいにしたはずなのに、毎回、海潮流などの影響により漂着したものや台風、大雨により河川から流されてきたものなど多種多様・種々雑多なゴミが我々を待ってます。気の遠くなるような活動ですが、まさにサステナブルな社会を目指し、一歩一歩前進するしかありません。

最後に、この活動そのものは、毎回集まってくださるボランティアの皆さんに支えられていますが、裏方である事務局の皆さんの苦労も大変です。半分は仕事とは言え、休日の朝早くから「準備」(のぼり、トング、分別袋等の回収道具、参加者配布用の飲料水・タオル)や「後片付け」(写真撮影、記録等)に汗をかく別府市役所や大分保安部の若手の皆さんに心から感謝致します。本当にお疲れ様です。



#### (公社)西部海難防止協会所在地略図



# 会 報 第198号 (令和4年9月号)

発行所 公益社団法人西部海難防止協会

〒801-0852 北九州市門司区港町7番8号 JP門司港ビル4F

TEL (093) 321-4495 FAX (093) 321-4496

URL https://www.seikaibo.ecweb.jp E-mail seikaibou-moji@iris.ocn.ne.jp

印刷所 泰平印刷株式会社

〒803-0821 北九州市小倉北区鋳物師町 1-1